

# 税の申告の季節です 申告はお早めに

## 市民税・都民税の申告は市役所へ(平成22年度) 市民税課 田 ( 画460 - 9827・460 - 9828 )

### 市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

場所	日程
田無庁舎 (2階展示コーナー)	2月16日(火)～3月15日(月) 2月19日(金)・26日(金)は午後8時まで延長
保谷庁舎 (防災センター6階)	3月1日(月)～15日(月)

受付時間:午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分  
土・日曜日を除く

田無庁舎の申告会場に、国税庁<sup>①</sup>と同じ確定申告書作成システムを利用できるパソコンを用意します。申告書を作成し、印刷して提出することができますので、ご利用ください(国税庁<sup>①</sup>には接続していませんので、e-Taxの利用はできません)。

受付初日と受付締切日間は、窓口が大変込み合います。混雑する時期を避けて申告するようご協力をお願いします。また、受付時間は混雑状況により早く締切る場合があります。

各会場へは公共交通機関をご利用ください。

市で相談およびお預かりできる所得税の確定申告書は次のとおりです

**提出のみの方**...内容がすべて記入済みの申告書

**簡易な申告の方**...給与所得者の還付申告や公的年金等の申告

事業所得者で収支内訳書の作成ができていない方、土地・建物等譲渡の分離申告、1年目の住宅借入金等特別控除などの特殊な申告、平成20年分以前の申告については東村山税務署にご相談ください。

### 申告の際、必要となるもの

申告書、印鑑、筆記用具、計算機源泉徴収票等、平成21年中の収入金額のわかる書類

国民健康保険料、長寿医療(後期高齢者医療)保険料、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、

地震保険料、医療費控除、寄附金税額控除等の各控除を受ける場合は平成21年中に支払った領収書等金額がわかるもの(生命保険料、地震保険料は控除証明書、国民年金保険料等は社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等の添付が必要です。医療費は領収書の添付とともに合計額を計算しておいてください)。

障害をお持ちの方は、障害者手帳または認定書

還付申告の方は、申告者名義の銀行などの口座番号がわかるもの昨年確定申告をされた方は、その控えをお持ちいただくと相談等が速やかにできますので、なるべくご持参ください。

源泉徴収票や領収書などの添付書類の写しが必要な方は、あらかじめコピーを取っておいてください。

### 市民税・都民税の申告

#### 申告が必要な方

平成22年1月1日現在、西東京市内に住所があり、平成21年中に所得のあった方

平成22年1月1日現在、西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・事業所・家屋敷などがある方

国民健康保険、長寿医療(後期高齢者医療)に加入している方

給与所得者で次に該当する方

勤務先から西東京市に給与支払報告書の提出がなかった方。

地代・家賃・原稿料・年金等、給与所得以外の収入のあった方。

給与所得または公的年金等の所得だけで、勤務先などより西東京市へ支払報告書の提出のあった方でも、扶養親族や生命保険料などの控除が、支払報告書の内容から変更になる場合は申告が必要になります。

所得税の確定申告書を税務署に提出される方は、市民税・都民税の申告の必要はありません。

#### 申告用紙の郵送と配布

申告書は1月28日(木)に次の方に発送する予定です。

昨年、市民税・都民税の申告書を提出した方  
昨年、西東京市に転入し、かつ国民健康保険に加入した方

市民税・都民税の申告が必要な方で、申告書が届かなかった方には、次のところで配布します。

場所	日程
田無庁舎	4階市民税課 2月1日(月)～15日(月)
	2階申告会場 2月16日(火)～3月15日(月)
保谷庁舎	1階市民税課臨時窓口 2月1日(月)～26日(金)
	防災センター6階 3月1日(月)～15日(月)
柳橋・ひばりが丘駅前各出張所	2月1日(月)～3月15日(月)

土・日曜日、祝日を除く  
出張所では用紙の配布のみを行います。申告書の受付はしません。

所得税の確定申告書も2月1日(月)から同窓口で配布します。

所得税の確定申告書は、国税庁<sup>①</sup>の「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。  
国税庁<sup>①</sup> <http://www.nta.go.jp>

### 所得のなかった方も申告を!

平成21年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバーパス申請などに必要)、国民健康保険料・長寿医療(後期高齢者医療)保険料・介護保険料の算定、老齢福祉年金等の支給、老人医療証の発行などの基礎資料になります。

申告書裏面の「所得(収入)のなかった方」の記入欄の当てはまる箇所記入し、提出してください。

### 市民税・都民税のみの出張受付窓口

場所	日程
芝久保公民館	2月3日(水)
ひばりが丘公民館	2月4日(木)
新町福祉会館	2月5日(金)
柳沢公民館	2月8日(月)
住吉会館ルピナス	2月9日(火)
下保谷福祉会館	2月10日(水)

受付時間:午前9時30分～11時30分・午後1時～3時30分  
午前9時までは会場に入れませんので、ご注意ください。  
駐車スペースが狭いので、車の来場は遠慮ください。

### 市民税・都民税申告書を郵送される方へ

市民税・都民税申告書の提出は、郵送でも受付します。申告書に必要な事項を記入のうえ、源泉徴収票や証明書類などを添付し送付してください。

申告書の「控」部分を返送希望する方は、返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください(就学援助費の申請などに必要となることがあります)。

## Q & A パート収入・公的年金収入と税

Q: 私はパート収入がありますが、いくらまでなら税金がかからず、夫の扶養親族になれますか?

A: 100万円以下なら、所得税も市民税・都民税(住民税)もかからず、扶養親族にもなれます。

配偶者控除・扶養控除の対象は合計所得金額が38万円以下の場合に該当します。給与収入・公的年金収入の場合は次のようになります。

#### 給与収入のみの場合

	収入金額	課税・非課税の別		配偶者控除・扶養控除の対象
		所得税	住民税	
パート(給与)収入	100万円以下	非課税	非課税	該当
	100万円を超え103万円まで	非課税	課税 注1	該当
	103万円を超える	課税 注2	課税 注1	非該当

注1...障害者・寡婦・寡夫・未成年者は2,044,000円未満は非課税

注2...控除額が総所得金額等を超える場合は非課税

#### 公的年金(雑所得)のみの場合

	収入金額	課税・非課税の別		配偶者控除・扶養控除の対象
		所得税	住民税	
公的年金収入	105万円以下	非課税	非課税	該当
	105万円を超え108万円まで	非課税	課税 注3	該当
	108万円を超える	課税 注5	課税 注3	非該当
65歳以上	155万円以下	非課税	非課税	該当
	155万円を超え158万円まで	非課税	課税 注4	該当
	158万円を超える	課税 注5	課税 注4	非該当

注3...障害者・寡婦・寡夫は2,166,667円以下は非課税

注4...障害者・寡婦・寡夫は2,450,000円以下は非課税

注5...控除額が総所得金額等を超える場合は非課税

### 申告受付期間中の市民税課への電話

2月16日(火)～3月15日(月)は、市民税課職員の多くが受付会場に移動しているため、すぐに対応できない場合があります。

電話でのお問い合わせは、できるだけ2月15日(月)までをお願いします。ご理解とご協力をお願いします。